鹿児島県公報

平成26年6月13日(金)第3016号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ 告 示 ○指定代理納付者の指定 (財政課取扱い) 1 (社会福祉課取扱い) 2 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定(2件) (社会福祉課取扱い) 2 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出(2件) (社会福祉課取扱い) 3 ○肥料の登録の有効期間の更新(2件) (食の安全推進課取扱い) 3 ○肥料の登録の失効 (食の安全推進課取扱い) 4 ○県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4 ○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4 ○県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 5 ○県営土地改良事業に係る換地処分(2件) (農地整備課取扱い) 5 ○公共測量の終了(4件) (監理課取扱い) 5 ○歳入の収納事務の委託 (建築課取扱い) 6 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 6 ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 6 選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

(選挙管理委員会取扱い) 7

- 公安委員会公告
- ○警備員指導教育責任者講習 (新規·追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 8 奄美大島海区漁業調整委員会指示
- ○ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示(奄美大島海区漁業調整委員会取扱い)11 正 誤
- ○鹿児島県公報第3006号(平成26年5月9日付け)の一部訂正 (農地保全課取扱い)12
- ○鹿児島県公報第2175号の2 (平成18年3月31日付け)の一部訂正(※) (会計課取扱い)12

示

鹿児島県告示第672号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次 のとおり指定した。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
 - ヤフー株式会社
 - 東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金(インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。)

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード 国際ブランドマーク (VISA, Master Card, ダイナース又は American Expressに限る。) が付されたクレジットカード

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

鹿児島県告示第673号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年6月13日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎	
胚儿面乐和	1 P HX 1/1 SI)	

名称	所 在 地	廃止年月日
吉玉リウマチ・内科クリニック	霧島市隼人町見次637番地1	平成26年4月30日
ひかり調剤薬局	指宿市湊二丁目12番8号	平成26年4月30日
岩城歯科医院	肝属郡錦江町城元712番地	平成26年4月3日
中馬クリニック	姶良市平松5801番地	平成26年4月30日
ドレミ薬局	姶良市西餅田76番4	平成26年5月11日

鹿児島県告示第674号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 母藤祐-	白[

名称	所 在 地	指定年月日
吉玉リウマチ・内科クリニック	霧島市隼人町見次637番地1	平成26年5月1日
岩城歯科医院	肝属郡錦江町城元712番地8	平成26年4月4日
ひかり調剤薬局	指宿市湊二丁目12番8号	平成26年5月1日
ドレミ薬局	姶良市西餅田72番7	平成26年5月12日
訪問看護ステーションあじさい	鹿屋市田崎町1316番地1	平成26年4月1日
中馬クリニック	姶良市脇元814番地	平成26年5月1日
ふなき薬局	薩摩郡さつま町船木50-3	平成26年5月1日

鹿児島県告示第675号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

			#=>=1 42102 4	D 74-4- 11-
	氏	名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
小仲康平			つぼみ整骨院 平原	成26年4月4日
			霧島市国分中央一丁目1-9	
栄城樹			こにや整骨院 平原	成26年5月1日
			大島郡瀬戸内町古仁屋大湊5-	

鹿児島県公報

	7	
瀬戸修治	ひふみ整骨院	平成26年5月8日
	霧島市国分広瀬二丁目11-6	

鹿児島県告示第676号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定医療機関の名称及び所在地

三洋薬局

奄美市名瀬末広町8番1号末広プラザ1F101

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
所在地	奄美市名瀬末広町10	奄美市名瀬末広町8	平成26年5月1日
	番1号	番1号末広プラザ1	
		F 101	

鹿児島県告示第677号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県知事

伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地 ハッピー薬局国分広瀬店 霧島市国分広瀬二丁目28番39号
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	国分ひろせ調剤薬局	ハッピー薬局国分広	平成26年5月1日
		瀬店	

鹿児島県告示第678号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成26年6月13日

ZV 43T.	更新後の	mwlの呑	um vel as da			生 産	業者
登録番	登録の有	肥料の種	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	A- =r
号	効期限	類	称			名 称	住 所
鹿児島	平成32年	肉骨粉	豚チキン	室素全量 9.0	該当なし	有限会社	霧島市溝
県肥第	6月27日		ミール	りん酸全量 6.0		溝辺油脂	辺町三縄
1199号							1092番地

鹿児島県告示第679号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の

伊藤祐一郎

有効期間を更新した。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県知事

च ४० ४च च	更新後の	m w a te	m let a b			生 産	業者
登録番	登録の有	肥料の種	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	A. =r
号	効期限	類	称			名称	住 所
鹿児島	平成32年	肉骨粉	チキンミ	窒素全量 10.0	該当なし	株式会社	曽於郡大
県肥第	6月1日		ール	りん酸全量 5.0		ジャパン	崎町益丸
1256号						ファーム	651番地

鹿児島県告示第680号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。 平成26年6月13日

					72070 H)////	1 D /48 F	H + 11+
登録番	肥料の種	田型の女子	但訂古八县 (0/)	その他の	生産	業者	失効年月
号	類	肥料の名称	保証成分量(%)	規 格	氏名又は名称	住 所	日
鹿児島	化成肥料	有機入り	窒素全量 6.0	含有を許	有限会社山之	霧島市牧園	平成26年
 即 笙		664号	りん酸全量 60	される有	上商事	町持松2363	5月26日

県肥第 1166号	号	類	70-11-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-	バ血次の <u>単(70</u> 7	規格	氏名又は名称	住 所	目
1166号 内く溶性りん 害成分の 酸 6.0 最大量及	鹿児島	化成肥料	有機入り	窒素全量 6.0	含有を許	有限会社山之	霧島市牧園	平成26年
酸 6.0 最大量及	県肥第		664号	りん酸全量 6.0	される有	上商事	町持松2363	5月26日
	1166号			内く溶性りん	害成分の		番地	
加里全景 40 バその他				酸 6.0	最大量及			
M = L = 1. V O C V E				加里全量 4.0	びその他			
内く溶性加里 の制限事				内く溶性加里	の制限事			
4.0 項は公定				4.0	項は公定			
く溶性苦土 1.0 規格のと				く溶性苦土 1.0	規格のと			
おり					おり			

鹿児島県告示第681号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営用排水 施設整備(用排水施設)(農業用用排水施設整備)大浦干拓地区の計画を定めたので、関係書 類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
 - 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
 - 平成26年6月16日から同年7月11日まで
- 3 縦覧場所

南さつま市役所農林整備課

鹿児島県告示第682号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農 地整備(畑地帯担い手育成型)(旧:畑地帯総合整備)(区画整理)手久津久地区の計画を変 更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年6月16日から同年7月11日まで

3 縦覧場所

喜界町役場産業振興課

鹿児島県告示第683号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑 地帯総合整備(担い手育成型)上晴地区第2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次の とおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

 縦覧書類の名称 換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年6月16日から同年7月11日まで

3 縦覧場所

伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第684号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備清原地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年5月29日に行った。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第685号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備加治木地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年5月26日に行った。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第686号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により, 九州防衛局長から平成25年10月1日鹿児島県告示第1037号で告示した公共測量の実施は,平成 25年11月15日終了した旨の通知があった。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第687号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により, 姶良・伊佐地域振興局長から平成25年9月13日鹿児島県告示第983号で告示した公共測量の実 施は、平成26年3月14日終了した旨の通知があった。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第688号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により,

始良・伊佐地域振興局長から平成25年9月13日鹿児島県告示第984号で告示した公共測量の実施は、平成26年3月25日終了した旨の通知があった。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第689号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南さつま市長から平成25年5月14日鹿児島県告示第597号で告示した公共測量の実施は、平成25年10月31日終了した旨の通知があった。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第690号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの

2 委託の相手方

大阪市中央区北浜二丁目5番23号

弁護士法人関西法律特許事務所

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北薩地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年6月13日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業	業 所	指定障害福祉サービス事業者		成 1. 左 B	障害福祉	
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	月 往 地	名	所在地	名	日	の種類
薩摩川内市社会	薩摩川内市入来	社会福祉法人薩	薩摩川内市永利	今別府哲矢	平成26年	居宅介護
福祉協議会入来	町副田5735番地	摩川内市社会福	町4107番地1		5月31日	• 重度訪
支所障害者自立		祉協議会				問介護
支援事業所						
薩摩川内市社会	薩摩川内市祁答	社会福祉法人薩	薩摩川内市永利	今別府哲矢	平成26年	居宅介護
福祉協議会祁答	院町下手41番地	摩川内市社会福	町4107番地1		5月31日	・重度訪
院支所障害者自		祉協議会				問介護
立支援事業所						

公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年6月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦

覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年6月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス御陵下店・ほっともっと川内高校前店 薩摩川内市御陵下町字住連木201番3 外5筆
- 2 変更事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (1) 変更前 24時間
- (2) 変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更年月日
- 平成26年 5 月28日 4 届出年月日
- 4 届出年月日 平成26年5月27日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,平成26年3月14日鹿児島県選挙管理委員会告示第5号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は,廃止する。

平成26年6月13日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

	日在女员五女员民 新田八郎
左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦	27, 618
課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関	
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に	
要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に	
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者	
の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求	272, 610
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超	
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1	
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と	
を合算して得た数	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職	鹿児島市・鹿児島郡区 148,532
の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有	鹿屋市・垂水市区 32,745
する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超	枕崎市区 6,445
え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に	阿久根市・出水郡区 9,381
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて	出水市区 14,894
得た数とを合算して得た数,その総数が80万を超え	指宿市区 12,116
る場合にあってはその80万を超える数に8分の1を	西之表市・熊毛郡区 12,224
乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40	薩摩川内市区 26,594

万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	日置市区	13, 813
	曽於市区	11, 078
	霧島市・姶良郡区	36, 750
	いちき串木野市区	8, 304
	南さつま市区	10, 373
	志布志市・曽於郡区	13, 072
	奄美市区	13, 848
	南九州市区	10, 709
	伊佐市区	8,060
	姶良市区	20, 430
	薩摩郡区	6, 542
	肝属郡区	11, 561
	大島郡区	17, 631
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求		272, 610
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理		
委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求		
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第		
1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署		
に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数		
に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じ		
て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算		
して得た数		

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習(新規・追加取得講習)実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成26年6月13日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習

平成26年7月28日(月)から同年8月1日(金)まで(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

(2) 追加取得講習

平成26年7月31日(木)及び同年8月1日(金)(講習時間は,午前8時30分から午後5時まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習

受講申込日において,次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「2号」という。)の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

受講申込日において,2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を 受けている者を除く。)で,次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(2号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員
 - (1) 新規取得講習

25人(原則として,受付先着順とする。)

(2) 追加取得講習

5人(原則として,受付先着順とする。)

- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付期間等
 - ア期間

平成26年6月23日(月)から同月27日(金)まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者 が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。) 1通

イ 新規取得講習

- (ア) 4の(1)のアに該当する者
 - a 2号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通
 - b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者
 - 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者
 - 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (b) 4の(2)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (4) 申込方法

受講者本人による申込み(受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。)

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。

なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習 14.000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話099-206-0110内線3032・3033)又は一般社団法人鹿児島県警備業協会(電話099-224-4490)に行う

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第26-3号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について,漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により,次のとおり指示する。

平成26年6月13日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それ を旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソ デイカを採捕する漁業をいう。
- 2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデ イカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会(以下 「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合
- 5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合,使用する 漁船に搭載する旗及び旗竿の数は,操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め,1 漁船につき50本以内とし,使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては,委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁 船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を 受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は,この指示に定めるもののほか, 委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは,これを遵守しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は,漁業調整上必要があると認めるとき,又はこの指示に違反して操業したと認めるときは,承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデ イカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるも のとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年7月1日から平成29年6月30日までとする。

正誤

平成26年5月9日付け鹿児島県公報第3006号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	下から4行目	伊敷	西伊敷

平成18年3月31日付け鹿児島県公報第2175号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	左側下から18行目	迎留犬返還手数料	抑留犬返還手数料
	及び9行目並びに		
	右側上から14行目		
	及び23行目		